

第16号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

新型コロナウイルス 感染対応

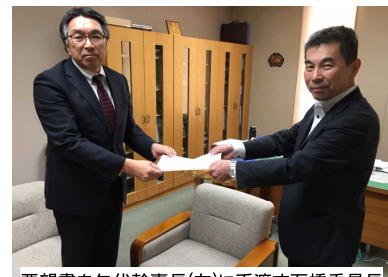


一律休校

戸惑いと不安、子どもの安全と利益どう守る

一月にも及ぶ突然の「全国一律休校宣言」。戸惑いが全国を駆け巡りました。感染の拡大が危惧される北海道で、2月27日から一週間の臨時休校が実施されていきましたが、同27日、安倍首相が「全国すべての学校について3月2日から春休みまで臨時休校を行うよう要請する」と発言、鈴木道知事もそれに従う旨を表明しました。文科省は、学校保健安全法にもとづく臨時休校を要請する事務次官通知を发出、全国一律の休校が求められることとなりました。あまりに突然のことで、教育委員会や学校はその対応に追われ、子どもたちの生活は大きく制約され不安な日々を送らざるを得なくなりました。

何より児童生徒のいのちと健康を守ることを優先し必要な対策を講じることは重要で、休校措置も当然あり得ることです。しかし、一律休校に伴う様々な課題への対応が準備できないなか、子どもや保護者などの困惑と混乱、社会的影響は深刻です。



要望書を矢代幹事長(左)に手渡す石橋委員長

卒業式をめぐっては、現場の苦慮はたいへんなものがあるとの声が発せられます。リスクを検討し、臨時休校を行う場合でも、各学校の設置者が、子どものいのちと健康を守ることを最優先にした専門家・教育関係者の英知を結集し、それぞれの地域や学校の実態を踏まえて対応するべきです。その後の国会審議で、萩生田文科大臣が「地域や学校の実情を踏まえ、さまざまな工夫があつていい」と述べ、時期や期間について各地の教育委員会などが柔軟に判断するよう求めています。学校や教育委員会が、児童生徒や

2020年3月5日

檜山管内教育委員会連絡協議会教育長部会
部会長 石島 孝司 様

檜山教職員組合
委員長 石橋 英敏

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する緊急要請書

管内の子どもたちにゆきとどいた教育を実現するため、日々ご尽力されておりますことに心より敬意を表します。また、この間の新型コロナウイルス感染防止対応に懸命なご努力を払われておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、安倍晋三首相の小中高等の休校要請を踏まえ、鈴木直道知事は、すでに独自に実施していた小中学校と特別支援学校の休校期間について、高校も含め春休みまで延長する旨の表明を行いました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、あらゆる対策を講じることは、第一義的に必要であると考えます。

しかしその一方で、1週間の臨時休校が始まったばかりの北海道で、その日のうちに春休みまで延長という表明がなされたことは、あまりに唐突で、子どもや保護者はじめ道民各層から様々な戸惑いの声が上がっています。付随して起きる幾多の問題について具体的な対策が示されないまま休校延長が実施されることでの不安や危惧は大きなものがあります。

各学校でも、1月にも及ぶ休校で、子どもたちの居場所や安心・安全の確保、各家庭状況を踏まえた対応などをめぐる心配も広がっています。また、子の養育や介護などを抱える教職員や休むことが叶わない職員の不安も深刻です。

萩生田光一文科大臣は、地域や学校の実情を踏まえた対応工夫を強調し、各地の教育委員会や学校が柔軟に判断するよう求めています。管内においても、現場や家庭、地域に広がる不安や困惑の声に耳を傾け、管内各町教育委員会において実情に即した必要な対策がとられるよう、下記のことについて貴部会が積極的なイニシアチブを発揮されますことを要請いたします。

記

- 管内各教育委員会において、学校現場や地域の実態、児童生徒や保護者などへの様々な影響を勘案し、適切な判断が行われるよう可能な対応をお願いします。
- 管内各教育委員会において、休校期間中の児童生徒に対し、生活や活動、心身の健康保持などに係る必要なケアが行われるよう具体策が講じられるための可能な対応をお願いします。その際、学校現場の実情や要望が十分反映されるよう配慮されることを期します。
- 管内各教育委員会において、実情に応じて各学校の主体性を尊重し、卒業式など年度末活動をはじめとした教育課程の実施や児童生徒の教育指導支援に関わる判断やとり組みが適切に行われるよう可能な対応が図られることをお願いします。
- 管内各教育委員会において、感染防止や療養、養育など実態に即し、教職員が安心して対処できるようその勤務の取扱について最大限配慮されることが可能となる必要な対応をお願いします。

実情、影響、要望を踏まえ適切な対応を

管内教育長部会に緊急要望

檜山教組

仕事を休むことができない父母・保護者、子どもの安全確保の心配や生活の乱れ、休業による減収や給食など関連営業の圧迫：影響は深く広がりました。

年度末の時期で、子どもたちの将来に関わる進路課題や思い出となる学校行事などへの影響も甚大で、とくに子どもたちにとって掛け替えない節目となる

地域の実態を踏まえ、主体的に検討し判断することが大切にされなければなりません。また、学校現場が事態の進行に速やかに対応できるよう、実情や要望を把握し、必要な財政支援等の緊急措置が求められます。さらに、父母・保護者の休業補償や負担軽減、学童保育や障害のあ

る子どもたちの居場所の確保など社会全体で子どもたちの安全を守る体制の充実が急がれます。教職員が安心して必要な対応ができるよう、人員の確保や柔軟な勤務の扱いなどの条件整備も急務です。すでに教職員の勤務と休暇について組合はいち早く要望、3月2日には道教委通

知が出され、病気休暇や職専免、災害事故休暇などの運用が図られるとされました。緊急事態宣言で私人の権利制限を可能とする特別措置法の改定が行われようとしています。国がやるべきことは、検査や相談の体制確立、器材の確保と供給、医療対応の充実、生活支援などを支える十分な財政措置です。すべての子どもたちの安全を守りその成長を支えるためにも必須です。

(裏面に関連)



校内を消毒する教職員＝道内小学校

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱

区分	要件等	休暇等区分
職員	新型コロナウイルス感染	病気休暇
	濃厚接触者とされた職員	職務専念義務免除
	濃厚接触者とされた者と同居する職員	
親族等	発熱等の風邪症状	災害事故休暇
	発熱等の風邪症状	
	臨時休業その他の事情があり子の世話を 行うため勤務しないことやむを得ない場合	

※道教委「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱」について(3月2日)より作成

文部科学大臣宛

新型コロナウイルス感染症対策にかかわる一律休校に関する緊急要請(概要)

1. 休校期間の設定や再開の見直しなどについては、学校設置者が専門家の知見を得て児童生徒や地域の実態を踏まえ主体的に検討し判断するものであることを明らかにし、必要な情報提供や支援を行うこと。
2. 子どもたちの居場所確保や安全確保にあたっては、気軽に相談できる体制を確立するため、社会教育施設の利活用を含め必要な措置をとること。とりわけ、幼稚園児、小学校低学年児童、特別支援学校・学級の児童生徒の居場所や安全の確保について地域や学校の実状に応じた対策を緊急に検討すること。
3. 学校で子どもたちを預かる対応をとる場合や行事などにより登校する場合において、すべての子どもと教職員に必要なマスクや消毒液等の配備ができるようになるなど緊急に条件整備のための対応をすること。
4. 休校措置により計画された授業時数が確保できない場合でも、次年度において標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はなく、各学校で弾力的に対応するものであることを徹底すること。
5. 4月16日に予定されている2020年度全国学力・学習状況調査は中止すること。
6. 教職員の雇用とサービスに関し、下記の点を指導すること。
 - ① 妊娠中の教職員やリスクのある持病を抱えた教職員については、在宅勤務を可能にするなどの対策を検討すること。また、在宅勤務の扱いができない場合は、特別休暇を認めること。
 - ② 時差出勤を可能とすること。
 - ③ 臨時・非常勤教職員について、身分・賃金を保障すること。

一律休校対応で緊急要請

新型コロナウイルス感染症対策として実施されている一律休校をめぐりさまざまな問題が生じています。子どもたちに降りかかる課題に学校現場がすみ

国の責任で子どもたちの健康・安全確保の支援を

や教育委員会が実態を踏まえ主体的に判断できるように、そのための仕組づくりと条件整備が大切です。

やかに対応できるように、専門家の知見や関係当事者の要望に基づきしっかりと行政施策が求められます。何よりも、必要で十分な財政支援措置は欠かせません。

緊急の時だからこそ、いっそう子どもと学校現場に立った対策が追求されるべきです。とられる対策が真に子どもの安全と利益につながるためにも、学校

感染対策 風邪症状や子の世話は災害事故休暇 非常勤職員も含め働く場の確保

道教組は3月2日、①子を養育する教職員の特別休暇や在宅勤務を認めること②感染拡大防止の観点からの柔軟な勤務を緊急要請。道教委は同日付で休暇等取扱い通知を发出、①本人及び家族に風邪症状が見られる②小・中・高・特支学校の子の世話が必要「これらについて「やむを得ない」と校長が認める場合に災害事故休暇として扱うとしました。3月2日にさかのぼって取ることができず。感染症発症の場合は病気休暇となります。所管保健所により濃厚接触者とされた(職場や家庭に感染者がいる)場合、職務専念義務免除を適用するとしています。(上表)

非常勤職員の方々が「仕事を絶たれ収入の道を失った」という報道がされています。これについても道教委に要請していました。3月2日付と

1. 学校の臨時休業に当たっては、各地域や実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体として業務体制の確保に万全を期すこと。

具体的には、授業がない場合であっても、休業中の学校においては引き続き、例えば、非常勤講師の場合は授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒などの業務を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところである。このため、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

2. 非常勤職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤の推進を含め、職員の柔軟な勤務態勢を確保すること。また、「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて(通知)」(令和2年3月2日元初財務第34号文部科学省初等中等教育局財務課長通知)を踏まえ、休暇の取得についても格段の御配慮をお願いしたいこと。

「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について(通知)」(令和2年3月5日文科省初等中等財務課長)より



遺構となった請戸小学校＝福島県浪江町

大震災・原発事故から9年問われる「復興」今に

況です。死者2万2200人超、行方不明者2529人(3月1日現在)、孤独死や関連死も後を絶ちません。「復興」の区切りなどと言えません。

原発事故避難制限解除となつても、仕事も店も病院も無いところに「戻れ」と言う方に無理があります。その地が東京五輪の聖火出発点に、「復興五輪をアピールするため」がくしま「が使われているように思えてならない」と語るのは当地の教員です。

なお続く悲劇を覆い隠す動きに敏感でありたい。子どもたちに誠実に向き合いたいという思いとともに。(羊)

退任役員

退任します。新たな場ががんばります。ありがとうございます。

委員長 石橋英敏(上ノ国中)
会計委員 佐藤亮樹(南が丘小)
事務職員部長 笹谷透(江差中)

2020年度檜山教職員組合役員

組合員の直接選挙で選出された二〇年度役員です。よろしくお願ひ致します。

委員長 白山尚(厚沢部中)
副委員長 青木真(大成中)
書記 内糸俊男(厚沢部中)
書記長 安里朗(河北小)
書記次長 松尾康成(河北小)
同 中川真一(河北小)
同 富樫一耀(乙部中)
同 押見清一(南が丘小)
同 横田清(乙部中)
同 鈴木伸吾(鶴小)
同 濱木隆紀(今金小)

※執行委員と書記は、この後の年次大会で選出予定。その際に改めてご挨拶致します。